

四国中央市発足20周年記念事業トータルプランニング業務仕様書

1 目的

四国中央市は平成16年4月1日に2市1町1村が合併して誕生し、令和6年4月1日に市発足20周年を迎えます。この記念すべき年を、これまで当市を支えてくださった全ての方々に感謝し、その功績をたたえるとともに、四国中央市が「日本一の紙のまち」として更なる飛躍を遂げるための契機とするため、四国中央市発足20周年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施します。

本業務は、記念事業を実施するにあたり、その趣旨を踏まえた記念事業全体の統一コンセプトの設計立案、市発足20周年の気運を醸成するための広報物の企画制作、実行委員会が選定し実施する事業（以下「選定事業」という。）の一部を実施することにより、当市が「日本一の紙のまち」であることを市内外に広く宣伝するとともに、市民が当市の魅力を再認識することで、シビックプライドの形成と一体感の醸成が図られる事を目的とします。

2 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和6年11月29日まで

3 業務内容

（1）記念事業全体の統一コンセプトの設計立案

ア 記念事業の趣旨を踏まえた、事業全体の統一コンセプトの設計

イ ログマーク、キャッチコピーの作成

アのコンセプトに基づき、当市が20周年を迎えることと、「日本一の紙のまち」であることを表現したログマーク、及びキャッチコピーを作成すること。

ウ その他、記念事業をトータルプランニングするうえで必要な提案・助言等

（2）広報物の企画制作

ア 記念事業のポスターのデザイン、印刷及び、のぼり・封筒・紙袋などのツールデザイン

イ 選定事業のポスター等のデザイン及び印刷

選定事業のポスター、チラシのデザイン及び印刷を行う。なお、選定事業はフォトモザイクアート事業のほか2事業実施するものとする。

ウ その他、広報物の企画制作をするうえで必要な提案・助言等

（3）選定事業の一部の実施

選定事業のうち、フォトモザイクアート事業を次のとおり実施すること。

ア 原画の提案、選定

フォトモザイクアート原画のコンセプト、デザインディレクション、写真選定など、原画を決定するのに必要な業務

イ 写真の収集

フォトモザイクアートの作成に必要な写真の収集について、次の手法により収集すること。

(ア) 専用ページに登録フォームを設置する手法

(イ) SNSを利用した投稿を、収集する手法

ウ フォトモザイクアートの作成、印刷

収集した写真を利用したフォトモザイクアートを作成し、指定のサイズで印刷するとともに、インターネット上で画像を公開すること。

エ その他、フォトモザイクアート事業を実施するうえで必要な提案・助言等

4 打合せ協議等

受注者は、業務の円滑な遂行を図るため、発注者と密接な連絡を取るとともに、必要に応じ随時打合せ協議を行い、その都度記録し相互に確認するものとする。

5 印刷物仕様

記念事業

ポスター	A 1片面フルカラー	マットコート135kg	300部
------	------------	-------------	------

選定事業

ポスター	A 1片面フルカラー	マットコート135kg	100部	×	3事業
------	------------	-------------	------	---	-----

チラシ	A 4両面フライヤー	マットコート90kg	35,000部	×	3事業
-----	------------	------------	---------	---	-----

立て看板	スタンド両面タイプ	H1800×W900	3枚
------	-----------	------------	----

6 成果物

○中間成果

(1) ロゴマーク、キャッチコピー

ア 電子データ一式（市が指定する形式）

イ 令和5年12月15日までに納品すること

(2) 統一コンセプト

ア 電子データ一式（市が指定する形式）

イ 納品時期は発注者と相談のうえ決定すること

(3) 広報物等（仕様書3（2）ア及びイ関係）

ア 電子データ等一式（市が指定する形式）

イ 印刷物等（市が指定するサイズ、数量）

ウ 納品時期は発注者と相談のうえ決定すること

- (4) フォトモザイクアート完成品
 - ア 電子データ等一式（市が指定する形式）
 - イ 印刷物等（市が指定するサイズ、数量）
 - ウ 納品時期は発注者と相談のうえ決定すること
- (5) その他発注者と受注者の協議による資料等一式

○最終成果

- (1) 業務報告書
 - ア A4判ファイル綴じ（1部）
 - イ 電子データ一式（市が指定する形式）
- (2) その他発注者と受注者の協議による資料等一式

7 成果物の帰属

本件業務委託により作成される成果物（中間成果含む）の著作権等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 成果物（中間成果含む）に関し、著作権法第21条、第23条、第26条の2、第26条の3、第27条、及び第28条に規定するこれらの権利は市に帰属する。
- (2) 受注者及び作成者は、市又は市が指定する第三者に対し、本著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受注者は、成果物（中間成果含む）が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物（中間成果含む）に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が責任を負うものとする。
- (4) 市は、成果物（中間成果含む）が著作物としての該当の有無にかかわらず、当該成果物の内容を受注者及び製作者の承諾なく自由に公表することができ、当該成果物の利用目的の実現のためにその内容を改変することができる。
- (5) 受注者は市の承諾を得ないで、他に公表し、貸与し、又は使用してはならない。

8 その他

- (1) 本業務に必要な経費は受注者の負担とする。
- (2) この仕様書に定めのない事項や、その内容の解釈に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者で協議のうえ速やかに決定するものとする。